新スプリアス規格への移行期限の延長

<u>1. 改正背景</u>

総務省では、ITU憲章で定める無線通信規則の改正を受けて、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値を改正し、平成17年12月1日から新たな許容値(以下、「新スプリアス規格」という。)を適用するとともに、改正前の許容値(以下、「旧スプリアス規格」という。)を令和4年11月30日まで適用可能とする経過措置を設定。

これまでに、国内の無線局(携帯電話等の包括免許局等を除く。)の約8割にあたる約215万局が新スプリアス規格への移行を完了しているが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、設備製造や移行作業に遅れが生じている。このため、引き続き、新スプリアス規格への移行を継続し各免許人等へ働きかけを行う一方、このような社会経済情勢に鑑み、新スプリアス規格への移行期限の延長を行うもの。

2. 改正概要

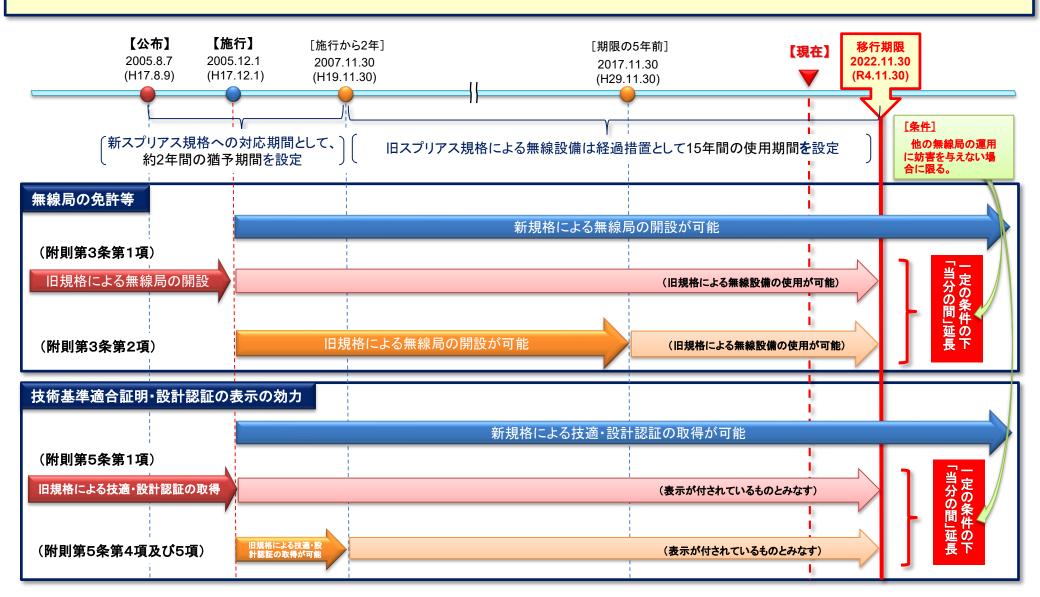
無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令119号)の附則第3条及び第5条の一部を改正。

く改正ポイント>

- ① 附則第3条の旧スプリアス規格による無線設備の技術的条件及び第5条の適合表示無線設備の表示の効力に係る経過 措置期限を「令和4年11月30日」から「当分の間」へ改正を行う。
- ② 本改正省令の附則において、新スプリアス規格に移行していない無線局の無線設備の使用は、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる旨の条件を設けるとともに、既存無線局の免許状に記載された使用条件の読替え規定を設ける。

スプリアス規格の経過措置と今回の省令改正イメージ

- ▶ 新スプリアス規格への移行期限について「令和4年11月30日まで」を「当分の間」に延長する。
- ▶ 令和4年12月1日以降の旧スプリアス規格の無線設備の使用は、「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る」旨の条件を設ける。



今回の省令改正の考え方

(1) 新スプリアス規格への移行期限の延長

新型コロナウィルスの拡大が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしている。例えば、設備の更新に係る工事の遅れや機器の調達の遅れなどの影響が出始めており、各無線局の新スプリアス規格への移行については、これまで、約8割の無線局が移行を完了しているが、前述のとおり新型コロナウィルス等のため、計画通りの移行が困難な旨の要望・要請が寄せられたところである。

このような状況に鑑み、新型コロナウィルス感染症の拡大といった予見が困難な事態において無線局免許人等の利益を確保するとともに国民の社会経済活動に影響がないよう旧スプリアス規格の無線設備の使用期限を「当分の間」とする改正を行うこととするものである。

なお、現時点において、新型コロナウィルスの収束の時期や経済が回復するまでの期間が予断をもって判断できないことから「当分の間」とし、今後、社会経済情勢の変化や機器の買い換え等による新スプリアス規格に適合する無線設備への移行等を総合的に判断し、移行期限を見直していくこととするものである。

(2) 旧スプリアス規格の使用条件

今般の改正は、社会経済情勢等に鑑み、新スプリアス規格への移行期限を延長するものであり、<u>新スプリアス規格への移行は継続</u>するものである。

早期に新スプリアス規格への移行を引き続き促進していくため、改正省令の附則において、<u>旧スプリアス規格による無線</u> 設備を使用する無線局に対しては、「令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用するこ とができる。」旨の条件を附すこととし、当初の移行期限以降における無線設備の使用に一定の制約を設け、新スプリアス 規格による無線局の運用に比べてその位置付けを劣位とする。

(3) その他(既存無線局の免許状の条件の扱い)

今般の改正省令の附則において、既存の無線局の免許状に付されている旧スプリアス規格の使用期限の条件は、付されていないこととみなすとともに、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない旨の条件が付されていることとみなす規定を設けることにより、改正に伴う特段の対応を不要とし、今後、無線局の変更や再免許時等において新たに免許状を発給する際にそれらの条件が書き換えられることとなる。